
プロジェクト IFRS 解釈指針委員会**項目** IAS 第 32 号「金融商品：表示」—企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の当該企業の財務諸表における分類に関するアジェンダ却下通知（案）に対するコメント・レター案

本資料の目的

1. IFRS 解釈指針委員会が公表した「IAS 第 32 号『金融商品：表示』—発行者の財務諸表におけるプリペイド・カードに係る負債の分類」に関するアジェンダ却下通知（案）に対するコメント・レターの文案（英文、仮訳）について、ご意見をいただくことを目的としている。

論点の概要

2. IFRS 解釈指針委員会は、企業が発行した次の特徴を有するプリペイド・カードの未使用部分に係る負債は IAS 第 32 号「金融商品：表示」における金融負債に該当するため、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従って会計処理を行うべきというアジェンダ却下通知（案）を公表している。
 - (1) 有効期限がない。
 - (2) 返金、換金、現金との交換ができない。
 - (3) 財又はサービスのみを使用できる。
 - (4) 使用できるのは特定の小売業者のみ（企業を含む場合があるが、当該企業でしか使用できないわけではない）であり、カードのプログラムに応じて、単一の業者である場合から特定のカード・ネットワークを受け入れるすべての業者である場合までである。カード保有者が小売業者で財又はサービスの購入に使用する時点で、企業は小売業者に現金を支払う契約上の義務を有する。
 - (5) 後取手数料がない（これは、カード保有者が使用しない限りプリペイド・カードの残高が減少しないことを意味する）。
 - (6) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたものではない。
3. 2015 年 11 月 10 日に開催された IFRS 適用課題対応専門委員会では、企業が発行するプリペイド・カードに係る負債は金融負債に該当するという IFRS 解釈指針委員会の結論について、原則として同意するという意見が聞かれた。しかし、プリペイド・カードは、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムとの組み合わせによって、様々な形態をとる。このため、同専門委員会では、アジェンダ却下通知（案）に係る上記要件のうち特に(4)と(6)の要件について、範囲を明確にすべきとのコメントが示された。

今後の予定

4. 本日の審議を踏まえ、コメント・レターを送付することとされた場合、コメント・レターの提出期限（2015年11月23日）を踏まえ、当委員会においていただいたご意見を踏まえて適宜修文を行った上で、コメント・レターをIASBに対して提出することを予定している。

以 上